

平成 22 年 11 月 30 日

企業会計基準委員会御中

株式会社ジャフコ

貴委員会より平成 22 年 8 月 16 日付で公表されました「金融商品会計基準(金融資産の分類及び測定)の見直しに関する検討状況の整理)」における質問事項等について、以下のとおり弊社としての意見を申し上げます。

(質問 1) 公表される市場価格のない株式への投資の分類

【案 2】(公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定するものとして分類する案)が適切と考えます。

(理由)

- ・ 公表される市場価格のない有価証券を公正価値で測定とした場合、その測定は「経営者の意図による合理的な見積もり」によるものと考えられますが、こうした見積もりは検証可能性が十分に確保できないケースがほとんどであり、基準性が緩くなると考えられること。
- ・ 未上場会社の事業には高い不確実性が伴うため、同一銘柄の未上場株式に対して株式の所有者ごとに全く異なる評価が付される可能性が高く、情報利用者に有用な情報を提供するより、むしろ、誤解させる恐れがあること。
- ・ わが国の未上場株式の市場は欧米諸国に比べ未成熟であることに加え、取引先間での相互保有、経営者自身及びその親族、知人等による保有や移動等、相対取引であるが故に必ずしも経済合理性のみによらない価格での取引も行われている現実があること。
- ・ 投資事業有限責任組合会計規則では投資には時価を付すこととされており、弊社が管理運営する投資事業有限責任組合においても、主として直近取引事例に基づく評価を行っていたこともありますが、特に評価増を行った銘柄と売却益が実現したケースは必ずしも一致しないという事実があること。
- ・ 上記のような理由から、未上場株式を公正価値評価する場合、IFRS に基づく財務諸表との比較可能性は向上する可能性はあるものの、「適正な財政状態及び経営成績を表す」という会計本来の目的に沿わない財務諸表となる恐れが強いこと。

(質問 2) 一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリング

【案 B】その他の包括利益に認識された金額をその後の売却等によって純損益に認識する(リサイクリングする)案が適切と考えます。

(理由)

- ・ 純損益は業績測定指標として極めて重要であることから、実現した損益(キャッシュフローの裏づけのある損益)と未実現の損益(キャッシュフローの裏づけのない損益)を明確に区分する必要があると考えられること。

- ・ 「包括利益の表示に関する会計基準」では当期純利益が表示されることになっていますが、リサイクリングを認めないのであれば、包括利益計算書に当期純利益を表示すること自体がそもそも意味をなさないものとなること。

(質問 3) 外貨建取引等会計処理基準への影響等

(質問 1) への対応が【案 2】となった場合は、決算時の為替相場による換算差額はその他の包括利益に反映することが適切と考えます。

(質問 4) 適用指針(案)の改善の方向性 (A38(3) 公表される市場価格のない株式への投資に関するガイダンスについて)

わが国では、市場価格のない株式の保有目的は多様であると想定され、ガイダンスを示すことによりむしろ評価が硬直してしまい、ルール通りに評価した結果、実態を表さないこととなる危険性が高いため、統一的ガイダンスは不要と考えます。

(公表される市場価格のない株式の減損について)

(質問 1) に対し、【案 2】(公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定するものとして分類する案)を採用した場合の減損の判定及び測定に用いられる実質価額について、現行基準では原則として 1 株あたり純資産に基づくものとされています。この判定及び測定方法は、簡便であるのは事実ですが、実態を適切に表さない(例えば、減損の対象となるような経営状況が悪化したベンチャー企業等の未上場株式を売却しようとした場合には、純資産価値(以上)で売却できるものはむしろ稀であるという現実や債務超過の会社に時価で新たに投資することもあるという現実を表せない)こともあるため、純資産価格のみに基づくことは適切でないと考えます。

以上